

# 高鍋町審議会・委員会等 委員の選任に関する指針

平成 19 年 2 月  
高 鍋 町

## 第1 指針の目的

この指針は、町民に公平な町政参加の機会を保障し、町政に対する理解と信頼を深め、町民参加による開かれた町政を推進するため、審議会等の委員の構成、選任方法等について定めるものである。

## 第2 基本的事項

各種審議会等の所管課は、この指針に沿って審議会等委員の選任を行うものとするが、特に法律や条例等で委員が指定してある場合を除き、原則として公募の枠を設けるものとする。また、公募委員の選考については透明性と公平性を確保し、応募者の不利益とならないよう十分に気をつけるものとする。

## 第3 審議会等の構成に関する事項

審議会等の委員は、幅広い層での町民参画を促進するため、各界各層から適切な人材を選任するものとする。

### (1) 委員の構成

委員は、審議会等の設置目的に即し、幅広い分野からの登用に務めるものとする。また、委員を関係団体から選任しようとする場合は、当該団体の長に限ることなく、広く構成員の中から適任者を選任できるよう関係団体に働きかけるものとする。

### (2) 委員の年齢構成等

特定の年代に偏らないようにするとともに、若い世代の参画を積極的に推進するものとする。ただし、専門的な知識、経験等を有するなど選任されるにあたって特別な事情がある場合は、この限りでない。

### (3) 男女委員の構成

男女共同参画社会の実現に向け、会議全体の男女の構成比を考慮したうえで、女性委員の積極的な登用を図り、女性委員の割合が委員総数の3割以上となるように努める。

### (4) 複数の審議会等に同一人を選任する場合の制限

幅広い層での町民参画を促進するためにも、複数の審議会等の委員に同一人を選任しようとする場合は、原則として1人が5を超える委員を兼ねることのないよう配慮しなければならない。ただし、特定の職にあるものを委員に充てている場合は、この限りでない。

### (5) 再任の制限

委員を再任しようとするときは、一つの審議会等について10年を超えることの無いようにするものとする。ただし、当該委員が専門的な知識、経験等を有するなど選任さ

れるにあたって特別な事情がある場合は、この限りでない。

## (6) 町職員の取扱い

町職員は、法令や条例等で定める場合又は審議会等の性質に照らし、その専門的知識が必要となるものなどやむを得ない場合を除き、委員に選任しないものとする。

## 第4 委員の公募制に関する事項

審議会等を通じて町民の町政への参加と意見を反映させる機会を保障するため、一般町民から選任する委員は、原則として公募を行うものとする。ただし、公募制導入により安易に委員定数の増加につながらないように配慮すること。

### (1) 公募対象となる審議会等

この指針の対象となる審議会等は、次のとおりとする。

#### 対象審議会

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により市町村その他執行機関に設置される附属機関

上記に掲げるもののほか、町の事務事業について審査、調査等を行うため、要綱等により市町村その他の執行機関に設置される審議会、委員会等

要綱等により設置されたものであっても、普及・啓発、連絡・調整に係るもの、実行委員形式のもの、職員のみを構成員とするものは含まないものとする。

### (2) 公募の特例

公募の対象となる審議会等は前記のとおりであるが、次のいずれかに該当するときは、公募を行わないことができる。

#### 特例項目

法令等により委員の資格が定められているもの

専門的な知識や経験等を要するもの

町民のプライバシーに関する事項を審議するもの

その他審議内容により委員の公募が適当でない認められるもの

### (3) 公募委員の割合

原則として委員定数のおおむね2割程度を公募により選任するものとする。

## 第5 公募委員の選任手続等に関する事項

委員構成等を見直し、公募委員を選任することとなった場合は、以下の事項に留意し選任手続等を行うものとする。

## ( 1 ) 応募者の資格

公募委員に応募できるのは、次に掲げる要件を満たしている者とする。

### 応募要件

町内に住所を有する 20 歳以上の者  
本町の他の審議会等の委員でない者  
国及び地方公共団体の議員又は常勤の国家公務員及び地方公務員でない者  
その他審議会等が必要と認める事項

当該審議会等の設置目的に照らして合理的であると認められる場合は、必要な資格や条件を付加することができるものとする。

## ( 2 ) 公募方法

委員の選任予定日（審議会等の開催予定日）の 1 月前までに、以下の内容を町広報紙及びホームページ等に掲載して公募を周知し、2 週間以上の公募期間を設けるものとする。

### 周知内容

審議会等の名称、設置目的及び所掌事務  
応募者の資格  
公募人員  
選任の時期及び任期  
報酬及び費用弁償の有無及び金額  
申込方法及び申込期限  
選考方法  
問い合わせ先  
その他必要と認められる事項

## ( 3 ) 選考方法

委員の選考については、選考委員会を設置し審議会等の設置目的を考慮したうえで、おおむね次に掲げる事項により行うものとする。

### 選考方法

申込書及び小論文等の書類による選考  
上記の選考の結果、申込者が甲乙つけがたく候補者の選定が困難な場合には、面接や抽選による選考

## ( 4 ) 選考結果の通知

公募委員を決定したときは、応募者全員に、選考結果について速やかに通知するものとする。

## (5) その他

委員の公募の結果、定員に満たない場合は、その満たない人数に限り公募によらないで委員を選任することができるものとする。

## 第6 その他

### (1) 事務の所管

審議会等における公募、会議の周知その他の事務は、当該審議会を所管する課において行うものとする。

### (2) 委員名簿の一元管理

審議会等委員の名簿の管理は、一元管理とし、その事務取扱については以下の要領によるものとする。

#### 事務取扱要領

審議会等に係る全庁的な情報の取りまとめは、総務課行政係で行うものとする。

総務課行政係は、審議会等の設置状況、委員の構成、任期等について、情報を整理し、必要な部署に提供を行うものとする。

審議会等委員の選任をしようとする所管課は、選任及び公募前に総務課行政係と協議し、委員の重複等のチェックをするものとする。

審議会等を所管する課は、審議会等の委員を選任したときは、当該審議会等の委員の名簿を作成し、直ちに総務課行政係に送付するものとする。

### (3) 指針の適用

この指針は、決裁を受けた日から施行する。ただし、委員の構成等及び委員の公募に関する事項については、現に当該審議会等の委員となっている者の次の任期に係る選任等から適用するものとする。